

法務省  
厚生労働省  
令第一号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成二十四年法律第五十一号）の施行に伴い、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年二月十五日

法務大臣 谷垣 禎一

厚生労働大臣 田村 憲久

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行規則（平成十七年法  
務省  
令第一号）の一部を次のように改正する。  
厚生労働省

第十五条第二号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附 則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。